

令和6年第11回10月

# つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和6年10月3日(木) 午後1時52分から午後2時13分
2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室
3. 出席委員数 36人中、34人出席
4. 出席委員名
  1. 松橋 正行 3. 高橋 敦樹 4. 盛 彰一 5. 三橋 美也 6. 杉野森由美子
  7. 小笠原 繁 8. 長谷川勝則 9. 田戸岡 誠 10. 太田 善造 11. 三橋 衛
  12. 野宮富喜子 13. 笠井 正己 14. 新岡 亮 15. 吉田 秀美 16. 菊池 昭二
  17. 葛西 勝久 18. 秋田谷廣次 19. 工藤しのぶ 20. 成田 金春 21. 杉森 広宣
  22. 今 輝義 23. 鎌田 誠 24. 三橋 弘 25. 長谷川一幸 27. 長谷川秀樹
  28. 小山内 壽 29. 藤本 正彦 30. 工藤 正樹 31. 稲葉 武彦 32. 福井二三夫
  33. 工藤 宰 34. 横山 治彦 35. 神 文敏 36. 浅見 春樹 計 34人
5. 欠席委員 2. 古坂 光司 26. 工藤 恒實 計2人

## 6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第51号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第52号 農用地利用集積計画の決定について

議案第53号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

第4 諸般の報告

## 7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：竹内攻規 次長：村田龍治 係長：宮西正高 主査：小笠原瞳  
主事：吉田純也 主事：一戸想永 計6人

## 8. 会議の概要

事務局長(竹内攻規)

委員の皆様が揃いましたので、「令和6年第11回(10月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

本日は、ご多忙のところ10月総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。稲刈りの方も終わった方、まだの方、様々だと思いますが体調には十分注意し作業を進めて頂ければと思います。

本日、来月19日の県大会の出欠の確認を取りますが、県、国に陳情するため、皆様のご出席を宜しくお願い致します。

さて、本日は10月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（竹内攻規）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、36名中34名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には17番葛西勝久委員、18番秋田谷廣次委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第51号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第52号 農用地利用集積計画の決定について

議案第53号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

以上、報告1件、議案3件、計4件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告させます。

事務局報告（一戸主事）

それでは、1ページをお開きください。報告第16号について説明致します。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第6

8条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和6年10月3日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第16号は、1ページの番号134番から3ページの番号139番までの6件です。解約は田が5件で面積は、50,114㎡、畑が1件で面積は4,570㎡です。解約の理由は全て合意による解約となっております。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第51号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（一戸主事）

それでは、4ページをお開きください。議案第51号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和6年10月3日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第51号は、4ページの番号211番から10ページの番号224番までの14件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」が5件で、田が35,314㎡、畑が1,650㎡、樹園地が5,853㎡、「一般の売買」が2件で、畑が2,185㎡、「贈与」が7件で、田が13,101㎡、畑が6,987㎡です。全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから5ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。

次に、売買価格について説明いたします。4ページ、211番の畑と樹園地は総額360万円、10a当たり約61万1千円、212番の田は総額20万円、10a当たり約24万7千円、5ページ、213番の畑は総額10万円、10a当たり約10万1千円、214番の田と畑は総額620万円、10a当たり約18万8千円、7ページ、215番の田は10a当たり30万円、216番の畑は総額10万円、10a当たり約8万2千円、217番の畑は総額10万円、10a当たり10万4千円となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第51号の質疑を終結致します。これより、議案第51号を採決致します。おはかり致します。議案第51号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 5 1 号は、原案のとおり決定致しました。

議 長 (藤本正彦会長)

次に、「議案第 5 2 号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明 (一戸主事)

それでは 1 1 ページをお開きください。議案第 5 2 号について説明致します。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 56 号) 附則第 5 条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和 6 年 1 0 月 3 日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第 5 2 号は、1 1 ページ 番号 3 2 4 番から、2 9 ページ 番号 3 5 5 番までです。内訳ですが、「新規の賃貸借」で、田が 4 件、畑が 2 件、うち樹園地が 2 件で、面積が 1 0 1, 5 1 1 m<sup>2</sup>です。次に、「新規の使用貸借」で、畑が 1 件、うち樹園地が 1 件で、面積が 1, 1 5 4 m<sup>2</sup>です。次に、「再設定の賃貸借」で、田が 2 5 件、面積が合計 3 7 4, 5 9 8 m<sup>2</sup>です。議案第 5 2 号の合計としまして、田が 2 9 件、畑が 3 件、うち樹園地が 3 件で、合計 3 2 件、面積が合計 4 7 7, 2 6 3 m<sup>2</sup>となります。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 5 6 号) 附則第 5 条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議 長 (藤本正彦会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ないようですので、議案第 5 2 号の質疑を終結致します。これより、議案第 5 2 号を採決致します。おはかり致します。議案第 5 2 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 5 2 号は、原案のとおり決定致しました。

議 長 (藤本正彦会長)

次に、「議案第 5 3 号農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題と致し

ます。説明を求めます。

#### 事務局説明（一戸主事）

それでは30ページをお開きください。議案第53号について説明致します。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求める。令和6年10月3日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第53号については、別紙：A3サイズの一枚用紙をご覧ください。件数については1件です。整理番号1番、利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。利用権を設定する農用地は、森田町床舞の田、1筆で、期間は5年です。賃借料は無償の使用貸借です。受け手の決定理由は、借受者の死亡による、同世帯への変更です。以上、促進計画案の利用権を設定する農地は、あおもり農業支援センターが借受けた農地の転貸となります。受け手の選定については、中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付け地が隣接している、又は貸付け地を作業受託していた等のルールにより、農林水産課が選定しています。

#### 議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

#### 議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第53号の質疑を終結致します。

これより、議案第53号を採決致します。

おはかり致します。議案第53号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

#### 議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は、原案のとおり承認することに決定致しました。

#### 議長（藤本正彦会長）

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

#### 事務局説明

##### 1. 次期総会日程（案）について（竹内事務局長）

1) 日 時 令和6年11月8日(金) 午後2時00分より  
場 所 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

2) 日 時 令和6年12月3日(火) 午後2時00分より

場 所 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

## 2. 事務連絡

- 1) 令和6年度 青森県農業委員会大会（宮西係長）
- 2) 農用地のあっせんのお願について（村田次長）

議 長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

（発言がなし）

議 長（藤本正彦会長）

以上をもって、「令和6年第11回（10月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。